

令和7年4月



住居確保給付金のしおり

～転居費用補助分～



東広島市

転居費用の補助とは

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体が改善すれば対象になる可能性があります（転居先の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど）。

◆ 支給額

下記支給額を上限として、実費が支給額を下回る場合は実費を支給

単身世帯 : 99,000円、2人世帯 : 120,000円

3人～5人世帯 : 129,000円、6人世帯 : 138,000円

7人以上世帯 : 156,000円

※東広島市内への転居の場合。東広島市外への転居の場合は支給額が異なるため、東広島市生活支援センターへお問い合わせください。

◆ 支給対象費用

引っ越し代、転居のための初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保料、住宅保険料など）

※敷金、契約時に支払う家賃（前家賃など）、家財や設備の購入費は支給対象にはなりません。

◆ 支給方法

原則不動産仲介業者等へ代理納付

転居費用の補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、下記の収入基準額（基準額に家賃額※を合算した額）以下であること
 ※家賃額が住宅扶助基準に基づく額を上回る場合は住宅扶助基準額を上限とする。

※家賃額には共益費・駐車場代等は含まない。

世帯	単身	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	7.8万円	11.5万円	14万円	17.5万円	20.9万円	24.2万円
あなたの家賃額	()	()	()	()	()	()
住宅扶助基準額 (家賃額上限)	3.3万円	4万円	4.3万円	4.3万円	4.3万円	4.6万円
収入基準額上限	11.1万円	15.5万円	18.3万円	21.8万円	25.2万円	28.8万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が下記以下であること

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
46.8万円	69万円	84万円	100万円

※算定対象となる収入・資産はP.7（参考）「収入・資産要件早見表」を参照

- ⑥ 家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)の事により転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること。

イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること（申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む）

ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること（申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む）

- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書、収入・金融資産申告書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ③ 収入減少が確認できる書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④ 離職等が確認できる書類
 - (1) 【申請日において、離職、廃業の日から2年以内の場合】
離職等後2年（※）以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
 - (2) 【休業等により離職等の場合と同等程度の状況にある場合】
雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書など休業等により離職等の場合と同等程度であることが確認できる何らかの書類）
 - (3) 【支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡した場合】
支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡したことが確認できる書類
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」、その他各種福祉手帳
- ⑥ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等（オンラインの通帳も含む）の写し
株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は金額を確認できる資料
- ⑦ 住居確保給付金要転居証明書
- ⑧ 賃貸住宅の貸主又は不動産媒介業者等が発行する「入居住宅に関する状況通知書」及び初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費等）の支給が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる書類
- ⑨ （持家の場合のみ）居住の維持に関する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類（写し）

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 相談の受付

- 支給要件、手続きの流れ等の説明を行います。
- 本人の同意を受け、家計改善支援事業へと引き継ぎます。
- 要転居証明書の交付後、支給申請に必要な書類を交付します。

◆ 家計改善支援事業による支援を受け、要転居証明書の交付を受ける

- 転居の必要性の確認を受け、証明書の交付を受けます。
- ※ 転居の必要性の確認は、支出額を確認する書類の作成に時間がかかります。転居の必要性が確認できない場合、転居費用の支給はできません。
- 転居後の家賃額として適正な金額が示されます。

◆ 転居先の住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

- 示された転居後の適正な家賃額を目安に転居先の住宅を決めます。不動産仲介業者等から「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請等の提出

- 相談受付時に交付された申請書等に必要書類を添えて、生活支援センターに提出します。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、適正であると認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。
- 入居予定住宅の不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を生活支援センターから送付します。
- 住居確保給付金は、原則として東広島市から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

◆ 入居後に必要な書類を提出

- 住居入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを提出してください。
- 転居を要する費用（家財の運搬費用、現状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

注 意 事 項

- ◆ 転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外となるため、支給対象外の経費は申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があります。
また、転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額分は自己負担が生じます。
- ◆ 転居に要する経費の実際の支出額が支給決定額を下回った場合、申請者から差額の返還を求めます。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限度以内かつ支給対象経費であれば上限度までの差額を支給できる場合があります。
- ◆ 差額の支給は、生活支援センターに申請書を提出する必要がありますので、実際の支出額が確認出来る書類をお持ちのうえ、生活支援センターへ提出してください。

転居費用補助の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給終了後、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、受給終了から1年以上経過している場合は再支給を受けられる可能性があります。詳細は生活支援センターへお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 転居費用補助の受給後に虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収することとなります。

その他

- ◆ 申請の受付から1か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下となる場合があります。
- ◆ 転居費用の貸付が必要な方は、生活福祉資金貸付（転居費用）の申込みが可能です。貸付には審査があるため、貸付ができない場合もあります。詳しくは区社会福祉協議会にご相談ください。
- ◆ 世帯員に車イス使用の障害のある方等がおられ、通常より広い居室を必要とする場合は、収入基準額が変わることもありますので、生活支援センターへお問い合わせください。

問い合わせ先

東広島市生活支援センター

〔相談日時〕 平日8時30分～17時15分
（土日・祝日、8/6、12/29～1/3は除く）

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29
TEL (082) 420-0410

収入・資産要件早見表

【収入要件】

算定対象	算定対象外
<p>○税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金、賞与 <p>※通勤手当は算定対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） ・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） <p>※事業収入赤字は0円（他の収入と通算しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） <p>家賃収入</p> <p>○税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・仕送り（同居配偶者等以外） ・養育費（右記以外） ・慰謝料（継続的なもの） ・障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） ・健康保険傷病手当金 ・ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<p>○特定の目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <p>○職業訓練受講給付金</p> <p>○各種保険金の受取 等</p> <p>○一時的な収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <p>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</p> <p>○原則 22 歳以下かつ就学中の子の収入</p> <p>○給与等に含まれる通勤手当</p>

【資産要件】

算定対象	算定対象外
<p>○現金</p> <p>○預貯金、財形貯蓄</p> <p>○債券、国債</p> <p>○株式、出資金、投資信託、暗号資産</p>	<p>○生命保険</p> <p>個人年金保険（養老保険）</p> <p>学資保険</p>